

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	庁舎空調等修繕
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 雲仙復興事務所長 植野 利康
契約締結日	平成29年2月15日
契約の相手方の氏名及び住所	金沢市金石北3丁目16番10号 日成ビルド工業(株) 代表取締役 森岡 篤弘
契約金額(消費税および地方消費税含む)	2,950,560円
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	2,950,560円
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随 意 契 約 理 由 書

- 1 件 名 庁舎空調等修繕
- 2 契約相手方 住 所：石川県金沢市金石北3丁目16番10号  
会 社 名：日成ビルド工業株式会社  
電 話：076-268-1111
- 3 履行場所 長崎県島原市南下川尻町7-4 雲仙復興事務所
- 4 適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算会計令第102条の4第3号
- 5 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - (1) 当該業務の目的  
本業務は、雲仙復興事務所庁舎の故障箇所の修繕を行うものである。
  - (2) 当該業務の内容  
1階業務委託室、3階TV会議室、3階副所長室、3階総務課及び3階会議室の空調の修繕。3階入札室空調設置。庁舎消防設備12箇所修繕
  - (3) 随意契約に付する理由  
当事務所庁舎は、平成8年から日成ビルド工業（株）と賃貸借契約を継続しており、現在は平成28年4月1日付けで賃貸借契約を締結し、使用している。賃貸借契約書第7条2項により庁舎の修繕は借り主が費用負担することになっている。  
今回の庁舎修繕の実施にあたり、賃貸借契約書第8条の規定に基づく承諾を得るべく建物所有者である日成ビルド工業（株）と協議をおこなったところ、今後の建物管理上支障をきたす恐れがあるため施工の条件として同相手方から自らが施工する旨回答を得ている。  
上記のことから、上記相手方が本件を実施できる唯一の相手方であり、供給者が一に特定される賃貸借契約に付随する契約に該当するため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102の4第3号の規定により、日成ビルド工業（株）と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)  
雲仙復興事務所 総務課長